



公正と信頼のあいだ：アリス・ゴフマンのケース

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 前川, 真行 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00007018">https://doi.org/10.24729/00007018</a>

## 公正と信頼のあいだ<sup>1</sup> ——アリス・ゴフマンのケース

前川 真行

リンダは彼女の息子に覆いかぶさり、嘆きの声を上げる。「ああ、ベイビー、ああ、私のベイビー。」彼の腕を取り、言葉をくりかえす。「握り返して、ベイビー。チャック、私の手を握って。」まるでその身体を温めようとするかのように、力を込めて彼の腕をなでさする。その姿に私は声をあげて泣き、タネシャも声をあげて泣いた。とつぜんリンダは体を起こすと、集中治療室をあとにした。彼女の後を追う、手を差し伸べると彼女は大声で泣きながら、私にもたれかかる。タネシャも部屋の外に出て、反対側から彼女を支え、二人して身を起こさせた。もう帰りたいの。リンダがそういうと、タネシャが車で送ろうかと申し出て、一緒に車まで連れていってくれないかと頼んできた。私たちはリンダを両側から支えたままだった。リンダもすぐに家に行ってくれないかと私に言う。だいじょうぶと私は答えた<sup>2</sup>。

アリス・ゴフマン『オン・ザ・ラン』より

### はじめに

皮肉なことに、それはアメリカ初のアフリカ系大統領——正確に言えば彼の父親はケニア出身、母親はアイルランド系アメリカ人——である

<sup>1</sup> この小論については、萩原弘子（本学）、川野英二（大阪市立大学文学部）、長谷川貴陽史（首都大学東京）のお三方に草稿を読んでいただき、それぞれ貴重な意見を賜った。もちろん内容について瑕疵があるならば、それは筆者の責任であることはいうまでもない。

<sup>2</sup> Alice Goffman, *On the Run — Fugitive Life in an American City*, Picador, 2015, p. 259（ただしハードカバー版はシカゴ大学出版局から前年の2014年に刊行）。

バラク・オバマの任期中の出来事であった。2014年8月9日、ミズーリ州ファーガソンで、当時18歳だった黒人青年マイケル・ブラウンが近くのコンビニエンス・ストアでの窃盗事件を調査中だった警官、ダレン・ウィルソンに射殺されたのである<sup>3</sup>。12発の銃弾が発射され、6発がブラウンに命中したという。ブラウンは丸腰であった。第三者の証言によれば彼は両手を挙げていたともいわれるが、この間の行動については、警察官、一緒にいた友人、そして第三者の証言は互いに矛盾している。抗議のデモが繰り返され、ついにFBIが捜査を開始する。さらに司法長官のエリック・ホルダー（彼もまたアフリカ系アメリカ人としては初の司法長官だった）も司法省に調査を命じたが、大陪審によって警察官の無罪が決定されると、アメリカ全土での大規模な抗議行動に発展した。その後、類似の事件が各地で多発し、アフリカ系アメリカ人と各地の警察との対立は深刻化する。

## 1. アリス・ゴフマンと『オン・ザ・ラン』

2014年4月のニューヨーク・タイムズにある若い社会学者の記事が掲載される<sup>4</sup>。その社会学者の名前はアリス・ゴフマン。その記事は、みずからの博士論文をもとに、彼女がこれから出版する書物についての記事であった。書物の名前は『オン・ザ・ラン——アメリカ都市における逃亡生活』。すでに彼女は同名の論文を『アメリカン・ソシオロジカル・レビュー』に投稿し、かつ受理されており<sup>5</sup>、翌年プリンストン大学に提出された博士論文は、2011年のアメリカ社会学会の最優秀博士論文と

---

<sup>3</sup> 監視カメラには万引きを行ったブラウンが記録されていたとの発表があったが、直後に警察官はその事件を知らなかったとの声明も出されるなど情報は混乱を極めた。United States Department of Justice, *Department of justice report regarding the criminal investigation into the shooting death of Michael Brown by Ferguson, Missouri police officer Darren Wilson*, March 4, 2015, p. 5 ([https://www.justice.gov/sites/default/files/opa/press-releases/attachments/2015/03/04/doj\\_report\\_on\\_shooting\\_of\\_michael\\_brown\\_1.pdf](https://www.justice.gov/sites/default/files/opa/press-releases/attachments/2015/03/04/doj_report_on_shooting_of_michael_brown_1.pdf)).

<sup>4</sup> Jennifer Schuessler “Fieldwork of Total Immersion. Alice Goffman’s ‘On the Run’ Studies Policing in a Poor Urban Neighborhood”, *New York Times*, April 29, 2014

<sup>5</sup> Alice Goffman, “On the Run: Wanted Men in a Philadelphia Ghetto”, *American Sociological Review*, 2009 Vol. 74, pp. 339-357.

いう榮譽を受けていた。『ニューヨーク・タイムズ』のこの記事は、学部在学中からその卓越したレポートによって、すでに研究者たちの間にその存在が知られていたという、「社会学の輝ける星（ルビ：ライジング・スター）」の公的世界への登場を祝福するかのようであった。出版直後の6月、『ニューヨーク・タイムズ』は、さっそく長文の書評記事を掲載する。好意的なものであることはいうまでもない。

『オン・ザ・ラン』は、何よりもまず、注目すべき、調査報告の傑作である。若手社会学者である著者のアリス・ゴフマンは学部段階では、ペンシルヴァニア大学でエスノグラフィーの講座を履修している。高名な社会学者のアーヴィング・ゴフマン（1922-82）の娘でもある彼女は、たんに講義を履修したというだけではなかった。彼女は〔その授業レポートの作成のために〕大学食堂ではたらく年配のアフリカ系アメリカ人労働者と親しくつきあうことになるのだが、それをきっかけとして、次々と事態は展開してゆく。間もなく彼女は、フィラデルフィアの貧しい、そしてほとんどが黒人からなる近隣街区——その家族もまた周辺に居住していた——に転居する。ゴフマンはこうしてコミュニティの一員となり、警察に悩まされ、また警官が銃で人を殴るのを目にする。ついにはブラインド・デートすら準備してもらえるまでになる。彼女はとりつかれようにノートに記録し、一見するとまったくの混沌として現れている彼女の周囲の出来事に意味を与えようとする<sup>6</sup>。

アリス・ゴフマンは、在学中から数えて、6年という長期間にわたって、この書物のなかで「六番街」と名付けられた街区に住み込み、調査を行う。彼女が注目したのは、フィラデルフィアの貧しい黒人の若者たちと、彼らを監視し、取り締まる警察機構、そして刑事司法当局との特

---

<sup>6</sup> Alex Kotlowitz, "Deep Cover: Alice Goffman's 'On the Run'", *New York Times Sunday Book Review*, June 26, 2014. ちなみにブラインド・デートとは、第三者の紹介で行う、見知らぬ相手とのデートを指す。

殊な関係である。この書物のタイトルである「オン・ザ・ラン (On the run)」とは、何ものかから、とりわけ警察から逃走している状態を指す言葉である。彼女が発見したのは、貧しい黒人街区の日常生活が警察への対応を中心に組織されているということであった。シカゴ大学出版局からハードカバーで出版されたこの書物は、そのハードカバー版の出版前にして、いくつもの出版社がペーパーバック版の著作権をとるために競合したという<sup>7</sup>。彼女のこの書物はベストセラーとなり、ついにはTEDTalksにまで登場する。知的な「セレブ」の仲間入りである。TEDtalksとは、TED (=Technology Entertainment Design) と呼ばれる非営利団体が主催する各界の著名人を集めて行う講演会の無料ネット配信である。日本でもときおりNHKが放映しており、ご存じの方も多であろう。2015年の3月に行われた彼女の講演は、日本語を含め26カ国語の字幕がつけられ、この原稿を書いている2017年1月段階で140万回再生されている。アリス・ゴフマンの研究がどのようなものであったかは、このTEDTalksを見ていただければ一目瞭然であろう。ほとんど感動的とさえいえる講演の大半は、彼女の調査に基づく貧困居住区におけるアフリカ系（この講演ではつねにラテン系もワンセットで言及されている）の若者たちの困難と、警察および司法制度による不当な取り扱いの告発であった。聴衆の拍手のなか、いくらか高揚した彼女の表情が印象的である。

## 2. エスノグラフィー

この調査を進めてゆくにあたって、アリス・ゴフマンの取った手法はエスノグラフィーと呼ばれるものであり、日本の社会学においては、おおよそ質的調査に分類されるものである。社会学における調査には量的調査と呼ばれるものと、この質的調査と呼ばれるものがある。前者は、すでに存在している政府統計などの大規模データ、あるいは配布、回収

---

<sup>7</sup> Jennifer Schuessler, *op. cit.* ちなみにペーパーバック版は、Picadorから刊行されることになる。

された調査票などから集計を行い、これらのデータにたいして統計分析に基づく推定を行うことによって、社会問題についての何らかの知識を獲得するものである。それにたいして後者は、調査者自身が直接その現場に赴き、さまざまな手法——資料調査、実地調査および観察、対面インタビュー、さらには共同生活——を用いて、個別ケースをさまざまな角度から詳細に分析し、こうした特殊例の理解を通じて、問題の把握に至るといふ手法である<sup>8</sup>。

近年出版されたある教科書によれば、質的調査には代表的なものとして、三つのアプローチがある。フィールドワーク、参与観察、そして生活史調査である。かならずしもそれらが排他的に用いられるわけではないのだろうが、ゴフマンのケースはおおよそこの二番目のもの、つまり参与観察を中心に構成されているとあっていいだろう。事実、『オン・ザ・ラン』の巻末に納められた「方法論についてのノート」と題された章（正確には補章という扱いだ）では、この参与観察についてのアーヴィング・ゴフマン——彼女の父親である——による簡単なコメントが引用されている。

この参与観察という方法には、それまでの生活から自分自身を切り離し、あなたがこれから知ろうと思っている人びとが、まさに関わろうとしているやっかいごと（the crap）にできるだけ関わる事が含まれている<sup>9</sup>。

<sup>8</sup> ここでは、最も新しい教科書として、岸政彦・石岡丈昇・丸山里美『質的社会調査の方法——他者の合理性の理解社会学』有斐閣、2016、pp. 10-20を参考にした。詳しくはそちらを見られたい。

<sup>9</sup> Alice Goffman, op. cit., p. 242. ここには注がつけられ、アーヴィング・ゴフマンの「フィールドワークについて」(Erving Goffman, "On Fieldwork," *Journal of Contemporary Ethnography* 18, no. 2(1989) pp. 125-26)を参照することが求められている。この講演録は、あたかもこの事件を予告するかのように、参与観察といわばスパイであり、それは警察によって行われる場合と社会学者が行う場合があるという言葉で始まっている（ちなみにこの講演録には翻訳がある。好井裕明、桜井厚編『フィールドワークの経験』せりか書房、2000）。

参与観察とは、つまり、アリス・ゴフマンがまさにそうしたように、観察対象であったはずの人びとと生活をともにし、あるいはコミュニティの一員となることを通じて行う調査である。みずからの知覚と経験そのものが「データ」になりうるということであり、調査主体である調査者が、同時に調査対象でもあるような奇妙な立場に身を置くことでもある<sup>10</sup>。

ただし、こうした主体であり客体でもあるような立場は、おうおうにして社会科学一般（ここでは社会科学を社会学も含めた広い意味で理解されたい）においてみられる状況ではある。たとえば、通常のフィールドワークにおいても、観察者＝調査者が調査対象に影響を及ぼし、調査すべき内容が歪められる事例は数々報告され、吟味の対象となってきた。やはり社会学者であるポルテッリの報告している事例を紹介しよう。彼はあるとき、中部イタリアの農村ラプロで民謡を収集する。調査対象であった男性は、彼の求めに応じてさまざまな歌を歌うのだが、それらは、式典歌、宗教歌、叙情歌、さらには1930年代から40年代の流行歌であった。その流行歌は「間違いなくファシスト的な歌」だった。しかしその後、彼はかつて共産党の熱心な活動家であったことが分かる。党员であるがゆえに仕事を失い、貧困にあえいでいた彼は、調査者を警戒し、「穏当な」歌を選んで歌っていたということである。じっさいに彼らが歌っていた、さまざまな労働歌や政治歌は調査者から入念に隠されてしまっていたのである<sup>11</sup>。

参与観察は、もし適切にその「調査」が遂行されたならば、あらかじめこうした種類の困難を排除することにはなるだろう。なるほどその意

---

<sup>10</sup> この方法論的に興味深い論点は、しばしば哲学的分析の対象ともなった。ただしこの方法論的かつ哲学的な問題は、それ自体、興味深いものではあるが、ここでは論点を研究公正という領域に限定することにおこう。

<sup>11</sup> のちに共産党が復権し、また調査者であったポルテッリとの関係が親密になるにつれて、こうした事実が明らかになるのだが、しかし1950年代に行われたペルーージャ大学の調査では、まったく同様の経緯によって、特定の（つまり無害な）歌だけしか収集されていなかった。アレッサンドロ・ポルテッリ（朴沙羅訳）「調査 対等な関係を求める実験として」『オーラルヒストリーとは何か』水声社、2016、pp. 68-74。

味で参与観察は「非常に強力な道具<sup>12</sup>」である。だが、ここには、強力な道具につきものの避けがたい副作用も含まれている。参与観察のもと、調査主体は、その対象たちの住む世界を共有し、さらに自己の内部においても、調査の主体と客体が渾然一体となる両義的な状況を引き受けることになる。しかしこれを極限まで推し進めてゆけば、社会科学が「科学」たるために引き受けなければならない条件、つまり客観的かつ普遍的（ないし一般的）な知識の形成という課題そのものが危険にさらされることになる。端的に言えば、参与観察のメリットとは——フーコー風に言えば主体を二重化することで——中立的な立場を「いったんは」放棄する、あるいは宙づりにすることによって獲得されるものなのである。

ちなみにこの同一化がどれほどのものかということについて、彼女自身の興味深い証言がある。彼女がペンシルヴェニア大学からプリンストン大学に移って間もない頃、指導教授との面談を約束するのだが、彼女は約束をすっぽかしてしまう。しかも一度ならずとも二度までも！ ついには面談の約束それ自体を彼女は忘れてしまい、すっぽかした事実気がつかないまま、教授の連絡で気がつくという始末である。だがほんとうに深刻な問題はその先にある。彼女がもっとも恐怖したのは、そのことへの罪悪感そのものをみずから失いつつあったということである。自分が所属している研究者世界——アッパーミドルの世界——の価値観がじょじょに風化していっていることへの恐怖を、自分自身をモニタリングしている研究者としての彼女が感じたのである。たしかに彼女の入り込んだコミュニティ、つまり逃亡者たちの、移ろいゆく、たしかのもののない生活においては、約束とはそのようなものでしかなく、彼女はいつのまにかそうした感覚を内面化しつつあったのである。それは対象への過度のコミットメントからくるものだったのだろうか。もしそうであったとすれば、そこには相応の代償が伴われていた。

---

<sup>12</sup> 岸 et al. *op. cit.*, p. 19.



### 3. 研究公正の観点から

ゴフマンの調査は、ニューヨーク・タイムズの記事にあるように、また彼女の「方法論についてのノート」にも記録されているように、当初より、入念な計画に基づいて遂行されたものではなかった。最初は、学部の授業でのレポート課題として選んだ大学食堂で働く黒人女性へのインタビューからだった。次にはハイスクールに通うその娘の家庭教師のヴォランティアを。そして、あの白人は、若い黒人女性に特殊な興味を抱いているのではないかという周囲の疑念を解消するために行った、ある若者とのデート。そこから、ドラッグを売りさばき、恒常的に収容施設と社会を行き来きする、われわれの感覚からすればギャングとしかいようのない若者たちの共同生活にまでたどり着いたのである。若者たちのホームグラウンドである六番街に移り住むようになってからの6年間（それ以前の時期を含めれば7年間）の社会調査は、彼女自身、手探りの状態で進められたものである。すでに述べたように、この調査は、対象に「密着」するようにして進められることを方法論上の特徴としている。適切な距離は、当初より危機にさらされている。問題をさらに複雑にしていたのは、その研究対象が、若者たちの生活一般ではなく——そうした報告はすでに十分すぎるほどにあった——、じょじょに「犯罪」と治安維持機関との関係に絞られていったことである。

彼女のこの書物の問題提起は、貧困地区の若者にたいする警察による過剰な取締と刑事司法による不平等な取り扱いである。つまり、この書物が描きだし、問題化しているのは、警察と刑事司法とが犯罪者を作りだしている、そうしたいわば古典的な状況である<sup>13</sup>。じっさい、あとで見ると、貧困地区の黒人の若者たちが司法機関によって拘置される件数と割合は、先進国としては特異な値をとっていた。こうした状況下で、黒人の若者たちは、あらかじめ決定された人生の航路をたどることになる。彼女の表現を用いれば、18歳になったとき、中産階級の白人の

---

<sup>13</sup> それは彼女の父、アーヴィング・ゴフマンのテーマであり、さらには彼女自身のASJの論文には、ミシェル・フーコーの『監獄の誕生』も引用されている。つまりはベッカリアによる司法改革論にまで遡る論点である。

若者を迎え入れるものがカレッジ（大学）であったとすれば、貧困地区の黒人の若者に用意されていたのは、監獄だったのである。

印象深いシーンがある。六番街の若者たちの「調査」を始めてすぐ、彼女は警察署に留置されている「友人」の弟の引き取りを頼まれる。気安く引き受けた彼女ではあったが、結果として彼女はその引き取り状に母親としてサインすることになる。どうみても合法的な行為とはいえない。研究公正にかかわる委員会にレポートを提出するにはいささか勇気が必要とするような事態である。だが彼らの日常世界は、数々の犯罪によって構成されている。飲酒、ドラッグの吸引はもとより、その街角での販売。窃盗は言うまでもない。そうであったとすれば、次に待っているのは、繰り返される警察からの逃走であり、そして「友人」たちの逃走の支援＝幫助である。こうした小さな「手助け」のひとつひとつは、社会という生体内で、その場、その場で強いられ、繰り返される判断によって行われたはずだ。それは六番街の若者たちが属するコミュニティの生活そのものであり、コミュニティの成員の通常の相互扶助にすぎないものである。彼女にとっても、それは日常の一部だったはずだ。それが参与観察という方法が、当然もたらしうる帰結であろう。では、研究者としてのアリス・ゴフマンはどのように振る舞うべきなのか。そしてまさにこの問いがゴフマンと、彼女の書物に投げかけられることになる。

冒頭で引用した文章はこの書物の巻末部分に書かれたある事件についての報告の一部である。ここでチャックと呼ばれているのは、彼女が6年間行動をともにした最も重要なインフォーマント、調査対象の若者のひとりである<sup>14</sup>。調査対象とは書いたが、もはや彼女にとっては「仲間」ですらあった。調査が終わりを迎えるころ、その彼が、別のギャングたちとの抗争の結果、拳銃で頭を撃ち抜かれて殺されてしまう。劇的な幕切れというほかない。その後、仲間を殺された復讐に六番街の仲間

---

<sup>14</sup> 社会学では、対象という言葉を避けて、逆に主体という言葉や、インフォーマントというカタカナ語が用いられることが多いようだが、ここでは誤解を避けるために対象という言葉を用いる。

たちは銃を手に犯人を探し求める。そのようなある日、アリス・ゴフマンは、すべての始まりとなった「デート」の相手、マイクの求めに応じて、彼を助手席に乗せ、フィラデルフィアの町を車で周回する。

このころ数日間、マイクは彼を乗せて行動する仲間を見つけられないでいた。だから私が志願したのだ。午前三時頃、マイクを助手席に乗せて、車を走らせた。彼は手を銃にかけたまま、私に指示を出した<sup>15</sup>。

ある晩、マイクは中華料理店の近くで、チャックを撃つとおぼしき若者を見かけ、車を降りる。幸いなことに、それは結局人違いであることがわかり、他の夜がそうだったように、その夜も二人は何事もなく家に帰ることになる。このころの自分について、ゴフマンは、チャックの死が彼女のなかの何かを壊してしまったのだと述懐している。

私がマイクと一緒に車に乗り込んだのは、私がどうすれば暴力を終わらせることができるかを知りたかったからでもなければ、逆に、自分が忠誠心に溢れ、勇気ある存在だと証明したかったからでもないと思う。マイクやレジーがそうだったように、私が求めていたのは、チャックを殺した奴が死ぬことだった<sup>16</sup>。

\*\*\*

2015年の5月、エリック・ポズナーらによって発刊されたオンラインの書評誌『ザ・ニュー・ランブラー』に『オン・ザ・ラン』についての書評が掲載される<sup>17</sup>。著者はノースウェスタン大学の法学の教授スティーヴン・リュベットなる人物である。彼がまず問題とするのは、こ

---

<sup>15</sup> Alice Goffman, *op. cit.*, p. 262.

<sup>16</sup> *Ibid.*

の書物の内容に関わる問題である。いくつかの問題はあるが、そのひとつはゴフマンがTEDtalksでも触れていた事件である。チャックとその弟が、盗まれ転売された車を運転していたことを理由に（弟はその車に同乗していたという理由で）罪に問われる。チャックはその車が窃盗され、転売されたものであることを知らなかったにもかかわらず。だが、はたしてそのようなことが、アメリカの司法制度からいって、ほんとうに起こりうるのだろうか。それはあまりにも「不自然」ではないか。そもそも調査対象が彼女に語ったことははたして事実であったのか。いったいアリス・ゴフマンの記述はどこまで信頼できるのだろうか。リュベットは、そのように疑問を提起する。じつはすでに巷間ささやかれていた問題であり、まさに研究公正にかかわる問題でもある<sup>18</sup>。

彼の真の狙いは、しかし別のところにあった。それがいましがた説明した、チャックの死とその後の出来事についての部分である。なるほど彼女のこの書物には、さまざまな欠点にもかかわらず、警察の過剰な取締りもたらす弊害についての貴重な知見が含まれている。だが、この最後の部分には看過できない問題があるのだとリュベットは主張する。ここには紛れもない殺意が存在しており、つまりそれは殺人の共同謀議そのものではないか。しかも複数の現職および元検事に確認を取れば、彼らもまた同じ懸念を共有している。ボズナーは、いままさにわれわれが確認してきたようなエスノグラフィー固有の性格を説明したうえで、こ

---

<sup>17</sup> Steven Lubet, "Ethics On The Run", *The New Rambler*, May 26 2015 (<http://newramblerreview.com/book-reviews/law/ethics-on-the-run>). ちなみにエリック・ボズナーもまた著名な研究者（リチャード・ボズナー）の息子である。

<sup>18</sup> ただし、研究公正の問題を、狭く理解し、研究そのものの不正に問題に限定する場合、研究遂行における違法行為は吟味の対象から外されることになるだろう。National Academy of Sciences et al. *Responsible Science*. Vol. 1, *Ensuring the Integrity of the Research Process*, The National Academies Press, 1992, pp. 6-7. しかし、このケースにおいては、それが研究の方法論と密接に関わる以上、そうした基準を機械的に適用することには慎重でありたい。本誌前号萩原論考も参照のこと。萩原弘子「論文作成法、研究倫理、研究公正——博士前期課程科目「コミュニケーション・デザイン特論」担当から考える」『RI』no. 1, 公立大学法人大阪府立大学21世紀科学研究機構研究公正インスティテュート, 2016, pp. 31-3.

のような学問の性質を考慮に入れても、ゴフマンの行動は容認されるべきではないと述べる。もし、バスケットの試合であれば、ファールは試合で審判に見つからなければファールではない。だが、殺人の共同謀議は「重大かつ深刻な非道徳」であり、そして刑法は、そして研究上の倫理もまた、バスケットのルールとはまったく異なる種類のものなのだ。アメリカ社会学会の倫理規程 (Ethics Code) に、故意の殺人の項目は存在しないが、それを「正直かつ公正、そして尊敬すべき行動」と呼ぶことはできないはずだ。リュベットは皮肉たっぷりにそう述べて、この書評を締めくくる。

その後、この書評は有名な評論誌『ニュー・リパブリック』にも、縮約されたうえで転載される<sup>19</sup>。アリス・ゴフマンもこの批判を重く見て、所属先のウイソコンシン＝マディソン大学のサーバー上に、リュベットにたいする詳細な反論の文章を発表するが<sup>20</sup>、事態はここからほとんどスキャンダルとも呼べるような展開をたどることになる。翌月にはウイソコンシン大学の名前で、ゴフマンの研究に瑕疵はないこと、そしてアカデミックな水準での冷静な議論を求める声明が発表されている。それは、その後の議論がどれほどセンセーショナルなものとなったかの証言ともいえる<sup>21</sup>。研究公正上の問題は、狭い大学の世界の外にあふれ出す。大量のレポートがインターネットに発表され、またこの『オン・ザ・ラ

---

<sup>19</sup> Steven Lubet, "Did This Acclaimed Sociologist Drive the Getaway Car in a Murder Plot?", *The New Republic*, May 28 2015. 『ニュー・リパブリック』は、その創刊メンバーにウォルター・リップマンを擁するなど、もともとは進歩主義的な姿勢で知られていた。80年代に入ると、(当時はネオ・リベラリズムと呼ばれていた) 共和党左派をも含む、中道左派の雑誌へのその政治的立ち位置を移動させる。当時、この雑誌は経営者の交代をめぐる雑誌の方針が混乱しており、一部の執筆者がこの『ニュー・ランブラー』を立ち上げたという経緯があった。

<sup>20</sup> 「私はあの晩の出来事が暴力行為に終わることはなかっただろうと強い確信がありました。」深夜のパトロールはあくまで儀礼的な行為であったと彼女は説明している。「報いという言葉は言葉に過ぎません」 Alice Goffman, "A Reply to Professor Lubet's Critique", 2 May 2015 (<http://www.ssc.wisc.edu/soc/faculty/docs/goffman/A Reply to Professor Lubet.pdf>). この声明に対してリュベットは『ニュー・リパブリック』誌上で再反論を行っている。"Alice Goffman's Denial of Murder Conspiracy Raises Even More Questions", *The New Republic*, June 3 2015.

ン』についてのほとんどパラグラフ毎に付された問題点を指摘する匿名の手紙——というにはいささか常軌を逸して長い、シングルスペースで60ページ、3万語を超える批判文——が関係者に送りつけられる<sup>22</sup>。さらには、探偵よろしく、プリンストン大学に博士論文の閲覧を申請し、それをみずからのブログ上で報告する者すら現れる。だが彼は閲覧を拒否されるだろう。博士論文の提出直後、2010年の時点で、事例の性質に鑑みてこの論文の一般公開に制限がかけられていたからだ<sup>23</sup>。

彼女を世に出したニューヨーク・タイムズ紙も後追いの報道を続けざるをえない。ウェブページでのいちいちの発言が、SNS上で繰り返し引用され、コメントをつけられ増殖してゆく。いわゆる「炎上」と呼ばれる事態である。根気よくそれいちいちを眺めてゆけば、その数の多さにもかかわらず、似たような論点の反復でしかないこともわかるのだが、とはいえ、もはやその真偽はすでに問題ですらない。事件は、ひとつの「コンテンツ」となり、つまりは格好の娯楽となる。

こうした喧噪のなか、アリス・ゴフマンは、彼女のインフォーマントであり、「仲間」を守るために、彼女が六年にわたって記録し続けてきたフィールド・ノートをすでに焼却していたという事実もあきらかになるだろう<sup>24</sup>。

---

<sup>21</sup> University of Wisconsin-Madison, “Statement Regarding the Work of Alice Goffman”, 3 June 2015 ([http://www.ssc.wisc.edu/soc/faculty/docs/goffman/Alice\\_Goffman\\_Statement.pdf](http://www.ssc.wisc.edu/soc/faculty/docs/goffman/Alice_Goffman_Statement.pdf)).

<sup>22</sup> もちろん、この匿名批判もまたインターネットのあるサイト上にアップされている。“Accusations of Alice Goffman’s Dishonesty”, Pastebin, May 3 2015 (<http://pastebin.com/BzN4t0VU>)

<sup>23</sup> のちに固有名詞等、センシティブな部分を匿名化し、一部の細部を隠匿するかたちで公開されることになるが、もちろん「スキャンダル」となった部分について、出版された書物以上に、詳細な情報を与えるものではないようだ。

<sup>24</sup> 「これらの記録はすべて焼却されている。論争が始まるすでにその以前から、書物が出版されたならば、火葬の儀式だけが、彼女の友人でありインフォーマントを警察から守る唯一の手段であると感じていた。」Gideon Lewis-Kraus, “The Trials of Alice Goffman”, *The New York Times*, Jan 17 2016.

#### 4. 科学と社会

80年代のアメリカは、深刻な経済不振と社会不安にあえいでいた。成長率の低下と製造業の流出による経済の収縮は、雇用不安をもたらし、大都市のインナーシティにおけるコミュニティの解体を深刻な問題として惹起する。この矛盾を一身に背負うことになったのが、学校をドロップアウトし、安定した職にあぶれた貧困地区の若者たちであった。インナーシティの大規模公営住宅を中心として、暴力と犯罪の蔓延、とりわけ麻薬に関わるそれは80年代、そして90年代を通じて深刻な社会問題となるだろう<sup>25</sup>。治安行政は都市における重要な政治的争点となるのである。

レーガン政権において声高に叫ばれた「対ドラッグ戦争 (War on drugs)」そして「対犯罪戦争 (War on crime)」というスローガンは、われわれにとっては、中南米における情報機関や軍を動員しての文字通りの戦争として印象に残っている。だがアメリカ国内において、それはむしろインナーシティの治安<sup>セキユリテイ</sup>を問題化するスローガンであった。有名な「割れ窓理論」が提起されるのもこの頃である<sup>26</sup>。本来この議論は、コミュニティとの協働による治安活動 (Community Policing) を意味していたが、しばしば単純化され、警察力を用いた強圧的な取り締まりとして理解されることになる<sup>27</sup>。とりわけ90年代に入るとこの理論を信奉した当時のニューヨーク市長、ルドルフ・ジュリアーニ (在任期間は1994-2001) は、「ゼロ・トレランス (寛容度ゼロ Zero Tolerance)」のかけ声とともに、軽罪にたいしても徹底的な取り締まりを開始するだろう。彼の在任中に犯罪件数が顕著な低下を見せたことから、この大都市における治安行政は市民からの支持を獲得する<sup>28</sup>。以後、治安対策は重

<sup>25</sup> こうした状況についての興味深い報告としてスディール・ヴェンカテッシュ (望月衛訳) 『ヤバイ社会学：一日だけのギャング・リーダー』東洋経済新報社, 2009

<sup>26</sup> J. Q. Wilson et G. L. Kelling, "Broken Windows", *The Atlantic Monthly*, March 1982, pp. 68-71.

<sup>27</sup> Jacques Donzelot, Catherine Mével and Anne Wyvekens, *Faire Société. La politique de la ville aux États-Unis et en France*, Seul, 2003, pp. 250-260.

要な政治的争点となり、共和党のみならず、民主党もクリントン以降、積極的に厳罰主義を採用することになる。いっぽうで、折からの金融ブームはアメリカ経済に繁栄をもたらし、かつてのスラムは不動産ブームとともに、いわゆるジェントリフィケーションと呼ばれる再開発プロセスを経て、高級街へと様変わりさえするだろう<sup>29</sup>。ロバート・フィッシュマンが「第五の民族移動 (The Fifth Migration)」と呼んだ郊外からのアップーミドル、および富裕層の都市中心部への回帰である<sup>30</sup>。問題は解消しつつあるかのような思い込みすら可能であった。

とはいえこの政策の有効性については、当初より疑問が投げかけられていた。ドラッグ戦争の開始以前からすでに犯罪件数は減少し始めており、政策と犯罪件数の減少は、見かけの關係にすぎいののではないかというものである<sup>31</sup>。さらに2000年代にはいると、有効性それ自体とは別に、むしろこうした「対犯罪戦争」「対ドラッグ戦争」それ自体に批判が向けられる。アメリカの「繁栄」には、途方もない格差の拡大が伴われていたことはあらためて強調する必要もなかろう。つまりそうした張りばての繁栄の裏で、都市問題は不可視化されていただけではないのか。自治体警察にインセンティブを付与するその政策は、むしろ、階級と人種との分断もたらし、それを拡大するものだったのではないか。

たしかに、とりわけクリントン政権期以降、アメリカにおける刑事司法は国際的にみて、きわめて特異な動きを示している。犯罪件数の低下にもかかわらず、収監者数は大幅な増大を見ているのである。60年から90年にかけて、同一人口あたりの犯罪者数を似たような国々と比較すると、合衆国の収監者数はすでに四倍の水準に達していた。90年代以降、

<sup>28</sup> 西山隆行『アメリカ型福祉国家と都市政治 ニューヨーク市におけるアーバン・リベラリズムの展開』東京大学出版会、2008、pp. 236-243。

<sup>29</sup> ジェントリフィケーションについては、ニール・スミス（原口剛訳）『ジェントリフィケーションと報復都市』ミネルヴァ書房、2014。

<sup>30</sup> Robert Fishman, "The Fifth Migration", *Journal of the American Planning Association*, American Planning Association, Vol. 71, No. 4, Autumn 2005, pp. 357-366.

<sup>31</sup> たとえば、S. D. リヴェットとS. J. ダウナー（望月衛訳）『ヤバイ経済学[増補改訂版]』東洋経済新報社、2007、pp. 137-171。および pp. 336-350。



驚くべきことに、それは他の先進国の6倍から10倍に達することになる。そこには人種的な偏りがあり、もはや、それは21世紀におけるジム・クロー法と呼ぶべきものではないかという批判が投げかけられるようになっていた<sup>32</sup>。

こうした批判と抗議に応えるように、2013年8月、大統領バラク・オバマと司法長官エリック・ホルダーは、政策転換を宣言する<sup>33</sup>。司法制度および収監の制度全体の「効率化」のために見直しを約束したこの方針転換の政治的評価は筆者の手に余るが、ここで注目したいのは、前半で述べたTEDtalksにおけるアリス・ゴフマンの発言である。彼女は、このスピーチをバラク・オバマとエリック・ホルダーにたいする手放しの賞賛で締めくくっていたのだ。そして、あらためて述べておけば、このスピーチは、冒頭で紹介した、マイケル・ブラウンの射殺のあと引き続いた警官による発砲事件と、それにたいする抗議運動のさなかに行われたものである。彼女がひとつの政治状況への介入を試みていたことは否定しがたい。

もとより社会学は、工業化がもたらした都市の社会問題を背景に成立した学問分野である。19世紀後半から20世紀前半にかけて、大量の労働者が都市に流入するが、いうまでもなくアメリカにおいては、それは同時に移民問題——そして同時に人種の問題——として表現されることになる<sup>34</sup>。アメリカにおける社会学の源流のひとつであるシカゴ学派の初期のモノグラフをみれば、その関心のありかは明白である<sup>35</sup>。都市における貧困や犯罪、労働問題へのアプローチは、ときにジャーナリズムと

---

<sup>32</sup> Michelle Alexander, *The New Jim Crow: Mass Incarceration in the Age of Colorblindness*, The New Press, 2012. pp. 7-8. ちなみにジム・クロー法とは公民権運動の高まりのなか廃止された、主として南部諸州において20世紀においても維持されていた人種隔離政策を正当化した諸法を指す。有名なものとしてはレストランやバス、映画館などでの黒人の不平等な処遇を認めたものがある。

<sup>33</sup> Department of Justice, *Smart on Crime. Reforming the Criminal Justice System for the 21st Century*. この文書についてはアメリカ司法省のサイトを参照。https://www.justice.gov/ag/attorney-generals-smart-crime-initiative

<sup>34</sup> それは黒人問題にかぎらない。Thomas A. Guglielmo, *White on Arrival—Italians, Race, Color, and Power in Chicago, 1890-1945*, Oxford University Press, 2003.

踵を接するかたちで行われてさえいる<sup>36</sup>。社会調査は、ときに社会正義にもとづく告発とセンセーショナルリズムのあいだの、細い稜線を歩んできた。それは「中立とはほど遠い」ものだったのである<sup>37</sup>。

そもそも社会調査は、とりわけ初期においては、それ自体が社会改良の一部であると考えられてもいた<sup>38</sup>。シカゴ学派における社会調査の重視は、社会問題について、いわゆる環境要因を重視するという理論的立場の表現でもある<sup>39</sup>。それは個体の遺伝的、心理的要因を重視するという当時主流の犯罪学のアプローチにたいする批判であり、かつ代替的な社会政策の提示の試みでもあった。両者は今日まで続く社会政策のふたつの潮流——そこにはいうまでもなく理論的な対立だけではなく、イデ

<sup>35</sup> シカゴ学派についてはアルバックスによる同時代の証言が興味深い。Maurice Halbwachs, « Chicago, expérience ethnique », in Isaac Joseph & Yves Grafmeyer, (eds.) *L'école de Chicago : Naissance de l'écologie urbaine*, Flammarion, 2004。また同書所載の編者による解説、およびAlain Coulon, *L'école de Chicago*, Que sais-je ?, PUF, 1992がコンパクトで便利である。

<sup>36</sup> この学派の創始者のひとりであるロバート・エズラ・パークは（おそらくはユダヤ系であるがゆえの差別もあり）、アカデミック・ポストを獲得する以前には黒人解放運動の活動家、ブッカー・T・ワシントンの秘書——そしてゴストライター——を務め、またジャーナリストとして活動していた時期もある。Rolf Lindner, *The Reportage of Urban Culture: Robert Park and the Chicago School*, Cambridge University Press, 1996, pp. 31-48. そして彼はジャーナリストとしての過去を否定するどころか、むしろそれを誇りとしていた。

<sup>37</sup> Rolf Lindner, *op. cit.*, p. 140. もちろん初期の社会学におけるこうした性格は、科学としての社会学の成立にあたっては、後続世代にとって乗り越えるべき課題として認識されてもいた。アリス・ゴフマンのこの書物にたいする同世代の社会学者の批判的態度はこの点にも関わっているように思われる。このときその批判は質的調査一般に向けられるのだが、たしかにそうした矛盾は次節で検討するように、主体の二重化を方法論的な特徴とする参与観察において集中的に表現されるはずである。

<sup>38</sup> 典型的なものとしては、パークとともに、シカゴ学派の創設者でもあったアーネスト・W・バージェスによるクリフォード・ショーの非行少年に対する調査についてのコメントを見よ（クリフォード・ショー（玉井眞理子・池田寛記）『ジャック・ローラー ある非行少年自身の物語』東洋館, 1998, p. 308）。じっさい、クリフォード・ショーは、29年恐慌後のあと、シカゴにおいてエリア・プロジェクトと呼ばれた社会改良としての社会調査を大々的に展開してゆく。初期シカゴ学派のこうした側面はソール・アリンスキーに受け継がれることになる。Sanford D. Horwitt, *Let Them Call Me Rebel: Saul Alinsky, His Life and Legacy*, Vintage, 1992.

<sup>39</sup> Rolf Lindner, *op. cit.*, p. 119.

オロギー的な対立もが含まれている——をそれぞれ代表するものであった。アメリカにおける社会学は当初より、その理論的スタンスが、政治的に表現されることを免れない状況に置かれていたといえる。

\*\*\*

都市における治安というテーマには、こうした政治的な負荷がかかっている。アリス・ゴフマンのこの書物が、博士論文をもとにした学術書として異例ともいえる話題を集めていたのは、こうした背景を抜きにして考えることは難しい。ペーパーバック版の表紙にはコーネル・ウェストが推薦文を寄せているといえ、なるほどと頷く向きもあるかもしれない。その挑発的な言辞と、断固たるその戦闘的な姿勢で名高いアフリカ系アメリカ人哲学者＝アクティヴィストである。

アリス・ゴフマンの『オン・ザ・ラン』は、ネオリベラルな資本主義的アメリカの悲惨な裏面についての、私の知るもっとも優れた論である。……それが描くのは、自身の正気と尊厳を守ろうと闘う、鋭くも感動的な、われわれ同胞市民の肖像である。

## 5. 公正と信頼とのあいだ

『オン・ザ・ラン』について、当初問題視されていたのは、深夜のパトロールについてであり、リュベットが指摘するように、彼女の行為が共謀罪に問われるか否かということであった。ゴフマンの反論は、六番街の黒人の若者たちによる銃を携帯しての深夜のパトロールは、あくまで儀礼的行為にすぎないというものである。彼女は、たとえば仲間の男性が、あいつを殺してやると、興奮していきり立つ場面に遭遇したならば、女性はそれを押しとどめなければならないし、そうした役割が期待されているのだと書いている。それは報復の無限の連鎖を防止しつつ、同時に男性の面子と共同体の秩序を守ることになるのだと。つまり、この深夜のパトロールにおいてもそうした二重性は存在しており、友人を

殺害した相手の死を心から願いつつ、同時にそれが儀礼的行為であることもまた十分に意識されていたということになる。このふたつの意識は、都市の黒人共同体のメンバーとしての彼女と、みずからの行動をモニタリングする調査者としての彼女というふたつの立場にそれぞれ対応している。

ただ、ふたつの世界を切り分けて記述することは可能であったはずだが、彼女はそうはしていない。出版に当たって彼女が取った行動を考慮すれば、それがセンシティブな問題になりうるということを見逃していたとは考えにくい。だが、彼女は、「復讐」が実際には儀礼的行為——喪の行為——にすぎないことを知っていたにもかかわらず書物のなかでははっきりとそう書いてはいない。彼女はみずからの著書に、この両義性を両義的なまま残すことを、出版社とともに選択している。彼女はあくまで彼らの目線で、彼らが生きる世界を再現することを選択したともいえる<sup>40</sup>。これが広く一般に向けて書かれた書物であることと無縁ではなかろう。だとすれば研究成果の公表、あるいは社会での共有という活動には、考えている以上に難しい論点が潜んでいるということになる。研究公正の問題として考えるべきはむしろこの点であろう。だが状況は、こうした微妙な問題を議論する余地を与えてはくれなかった。

\*\*\*

研究公正というわれわれの関心からすれば、共謀罪に関わるこうした疑惑のみならず、調査内容の事実認定に関わる問題は、劣らず重要な論点であることはいうまでもない。『オン・ザ・ラン』についても、スキャンダル化する以前から、そこには捏造があるのではないか、また捏造とまでは言えないにせよ、何かしらの誇張があるのではないかとの疑念がささやかれていた。記述に少なからぬ不整合が存在していたからである。

---

<sup>40</sup> 社会学内部における理論的な争点はむしろこの点にある。が、本稿ではこの問題は扱うことはしない。

じつは外形的に眺めるならば、このアリス・ゴフマンのケースには、ちょうど同じ頃、日本の科学界を震撼させたSTAP細胞事件と多くの類似点が存在している。著名な研究者の後ろ盾を得て（アリス・ゴフマンもまたいわゆる質的調査の大物たちの賛辞とともに登場した）、一躍メディアの寵児に祭り上げられた若い女性研究者が、インターネットでの疑惑の指摘をきっかけに、スキャンダルに巻き込まれるという図式が似ているというだけではない。小保方氏の「疑惑」が決定的なものとなったのは、彼女の実験ノートのあまりにずさんな扱いであった。『オン・ザ・ラン』に向けられた研究者からの批判の多くも、彼女の調査データの信頼性に向けられていた。一日の終わりにまとめられたフィールド・ノートに依拠しているにもかかわらず、直接話法で書かれたその会話は、どれほどその実在を確認するものなのか<sup>41</sup>。実際、細部にわたる記述については、数々の齟齬が存在している。さらに調査の正当性を守るべき調査ノートも彼女自身の手によって、ほとんどが焼却され、かろうじてそれを免れた断片的なフィールド・ノートや手紙、レシートが残っているだけである。調査を再構成するにはほど遠い。

日本におけるSTAP細胞の事件が、新産業創出を目的とした科学技術政策のもと激化する競争的資金の獲得競争、そしておそらくはノーベル賞とそれがもたらす名声へのメディアの過度の関心といった背景を背に、実験科学の分野で起きた事件であったとするならば、アリス・ゴフマンのケースは、レーガン政権の登場をきっかけとした福祉政策の自由主義的再編のもと、かつての威信を失いつつあった社会学が、オバマの大統領就任を契機として、ふたたびの政策転換にあたって役割を果たすべく、ひとりのヒロインを新旧メディアの舞台に華々しく登場させようとしたなかで起きた事件であったと、シニカルに切り捨てることもできるだろう。学術研究を進める上で必要とされる慎重さや手続きが、メ

---

<sup>41</sup> 調査そのものを主題としたボルテッリの書物とは異なり、『オン・ザ・ラン』では、こうした方法論的な問題について、一般向けの書物という性格上いたしかないが、補論においても研究者を満足させる十分な議論が行われているわけではない。

ディアという異なる世界との接触のなかで、ないがしろにされた事件なのであると。たしかに、これらの事件は、現代の科学ないしは学問が置かれた特異な状況を取りわけセンセーショナルなかたちで物語っていることは事実である。

しかしそうした併置もまたいささか皮相に過ぎるように思われる。というのも、このアリス・ゴフマンのケースには、小保方氏のケースとむしろ対立する側面があるからだ。このゴフマンのケースには、いわば研究公正への配慮が問題を困難にしているところがある。すでに述べたように彼女の博士論文の公開が制限されたのは博士号の受理の直後の2010年のことだった。つまり研究公正（あるいは研究倫理）にかんするなんらかの審議を経て、論文の非公開という判断が下されていたということだ。『オン・ザ・ラン』についても、調査対象（インフォーマント）のプライバシー保護のために場所や固有名詞の匿名化の作業がなされている。それは事実の確認を妨げるためのフィクション化の作業でもあり、批判者らが指摘した研究公正上の問題、つまり諸事実の齟齬のいくつかは、法的には犯罪者であるほかない人びとについての入念な匿名化の作業の結果でもあった<sup>42</sup>。6年にもわたる調査で収集されたデータにたいし、齟齬を起こすことなく、その細部に改変を加えることは、不可能とは言わないまでも、困難な作業であることは間違いない。

さらにいえば捏造という疑惑を払拭する最終的な論拠であるフィールド・ノート<sup>43</sup>の焼却についても、それがいつ行われたかを確かめるすべすべらないものの、彼女がそれを出版前にすでに覚悟していたということまでを疑う理由はない。それは、いうまでもなく、この書物で描かれたさまざまな行為を理由に、彼女のインフォーマントたちが、何らかの罪に問われないためのほとんど唯一確実な措置である。彼女は、人種と階級をめぐるアメリカの社会状況と、その政治的対立の深刻さをいささかも甘く見てはいなかったということである。そして彼女のそうした態度が社会的、少なくとも政治的には適切な行為であったことは、皮肉なこと

---

<sup>42</sup> Gideon Lewis-Kraus, "The Trials", *op. cit.*

に、スキャンダルそのものが示してしまっている。ただしその適切さは、研究公正という別の基準と抵触せざるをえない。

いや、問題はいっそう深刻である。これほどまでの注意を払ってすら、調査対象（インフォーマント）たちのプライバシーは守りきれていないからだ。この書物に残された、さまざまな手がかりから、インターネットの探偵たちは、事件の起きた場所、そして人物を、ほぼ特定してしまっている。かつてユダヤ系居住区であったフィラデルフィアの貧困地区。そこには中華料理店があり、しかもそのメニューには……。さらに、日本とは異なりアメリカでは発生した犯罪は警察のサイトから検索可能である。彼女の書物から得られるいくつかの要素、——想定される日付、年齢や性別——を掛け合わせてゆけば、候補者はあっというまに数名に絞られてしまう。すくなくとも何人かの人物の存在は証明されたというわけである。なんと皮肉なことだろうか。明らかになったのは、インターネットの時代にあって、ひとたび公衆の関心を惹いてしまえば、研究対象の匿名性を守ることがどれほど困難かということである。

彼女はもっと大胆に、彼女のデータに変更を加えるべきだったのだろうか。しかしそれはすでに数多く指摘されている細部の不一致を看過できないほどに増大させることにもなっただろう。そもそも、こうした匿名化の作業は、徹底すればするほど、研究成果の共有という原則を危うくすることになる。事実に対する改変作業は、どこまで求められ、またそれはどこまで許されるのか<sup>43</sup>。それはどこまでが事実の報告であり、どこからがフィクションとなるのか。そしてそれはいったいどこからが捏造となるのか。

こうした二律背反的状况にたいして、一般解のようなかたちで、明快な答えを出すことはできまい。一義的かつ普遍的な回答は存在しないであろう。筆者には、一部の批判者が述べるような、意図的な捏造がある

---

<sup>43</sup> Photoshop を用いた実験データの可視化がどこまで許されるかという、研究者にとっては自明だが、非専門家に向けて説明しようとする、結果的に研究そのものの説明を強いられることになるというやっかいな問題といくらか似たところがある。

とも思えないのだが、ただし、それはどこまで行っても印象論にとどまる。専門家による判断——博士号と最優秀博士論文の授与——を信頼すべきだろうか。しかし別の専門家による厳しい批判も存在する。彼女の著作は、ある種のオリエンタリズムにもとづいており、都市の黒人コミュニティという未開社会における独特の風習に引きつけられた同情心溢れる白人知識人のもつ偏見を免れてはおらず、結果として、かつての白人調査者の調査がそうであったように、偏見を拡大生産するだけのセンセーショナルリズムに墮しているだけではないのか。つまり、そこにはゆがめられた真実があるにすぎないのではないか。結局、こうした問いに答えようとするれば、もはや研究内容そのものの吟味へと歩を進めざるをえない。つまり研究という領域に足を踏み入れざるをえなくなる。

## おわりに

われわれはここまで、アリス・ゴフマンという若い社会学者が直面したきわめて特殊な事件をたどってきた。それはあまりに個別的かつ特殊な事件である。こうした事件はそれぞれの学問領域内部で完結せざるをえない部分もたしかにある。だが、今日における研究活動のすべてを実験室内にとどめておくことはもはや困難である。部分社会が別の部分社会との境界面に接触したならば、そこで生じる軋轢は何らかの「法」<sup>コード</sup>に基づいて判断されざるをえない。

彼女の行為が殺人の共謀にあたるのではないかということを示唆した法学者が、その行為を「非道徳的 immoral」であるとなじったことはすでに述べた。たしかに研究もまた社会生活を構成する市民の活動である限りで、社会における道徳や倫理、そして法を無視できるものではない。倫理規程 (ethical code) というとき、その規程はもちろん広い意味で法の一種ではあるのだろう。

おうおうにして、われわれはこうした (広い意味での) 「法」を、あるときは従うべきプログラム、侵してはならない掟のイメージでとらえ、またその延長線上であろうか、法そのものにたいしても、それが正邪を弁別するための明確な基準たることを期待しがちである。そして結



果として、法の適用（＝正義の執行）についても同様の単純化がしばしば行われてしまう。だが、もとより法はそのようなものではない。研究というわれわれが営む活動にたいして、「法」を適用するとして、それはいったいどのようなものでありえるだろう。

そもそも科学技術とは、近代社会を構成し、動的に改変するひとつの実践であった。二度の大戦が示したように、それらはときに自己破壊的な作用を社会に及ぼすことすらある。それゆえにわれわれの時代は、倫理的なコードに基づく規制を通じて、それを統御しようとしてきた<sup>44</sup>。社会科学もまた同様に、みずからが説明すべき社会を、その説明自体によってほとんど無限に変えてゆくそうした実践である。

今日、われわれはこうした活動にたいして、「法」を通じた制御を求められるようになってきている。たしかに「法」には、領域毎に細分化された、さまざまな活動を調整し、社会を安定的に再生産する機能が期待されている。もし研究公正、あるいは研究倫理なるものがそうした「法」であるのならば、これらの「法」は、みずからに固有の論理を表現するものとなるはずである。

だが、こうした「法」は言語によって表現されねばならず、そうであるかぎり、「法」による現象の記述は、やはり一般の法と同様に、この無限に変化する現実にたいして、有限のルールを適用してゆく作業となる。つまり法は解釈を必要とする。研究公正や研究倫理が、いわゆる実定法——国家実定法——のような形式に至ることを、少なくとも現段階で期待することは難しい。それがガイドラインの域をでることは、おそらくないであろう。だとすれば、こうした「法」の適用にあたって、その機械的な適用には慎重であらねばならない。われわれはここで、その準備作業の一端を示したつもりである<sup>45</sup>。

---

<sup>44</sup> たとえばラッセル＝アインシュタイン宣言はその出発点となるもののひとつである。「戦争絶滅の訴え（ラッセル・アインシュタイン宣言）」モートン・グロジンス、ユージン・ラビノビッチ編（岸田純之助・高榎崇訳）『核の時代』みすず書房、1965、p. 498。またそれに対する批判的考察として唐木順三『「科学者の社会的責任」についての覚え書』筑摩書房、1970。

ある若い社会学者の研究をめぐって起きたこのきわめて特殊な個別ケースを、一般的なコードに沿って解釈するために、簡単にではあれ、研究者と研究者が帰属するコミュニティの歴史的、そして政治的、社会的背景をたどりながら、彼女の実践を理解しようとしてきた。それをいっそう内在的に理解しようとするのであれば、アリス・ゴフマンという社会学者がフィラデルフィアの「六番街」でそうしたように、限りない細部に、さらにさらに深く潜ってゆくことがおそらくは求められるのであろうし、またそうせざるをえない。研究活動というみずからの実践を内在的に理解しうるのは、研究者自身である。だが、問題が狭い研究者のコミュニティから溢れ、われわれの問題となったとき、われわれはまるでエスノグラファーであるかのように、これらの個別ケースから、それぞれに固有の論理を引き出してくることが求められる。それが「法」をどのように適用可能かを有意義に、つまり公共的に議論しうるための条件でもあるからだ。

すべてを裁可する便利な基準は存在しない。もしこのアリス・ゴフマンのケースからなにか教訓を引き出すとすれば、こうした消極的なものになるしかないだろう。これがいまわれわれが向き合うことを求められている困難、かつ厄介な状況である。

---

<sup>45</sup> われわれはある意味で近代法の初期段階に置かれているようにも見える。Jacques Krynen, *L'État de justice. France, XIII<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècles I. L'idéologie de la magistrature ancienne*, Gallimard, 2009, pp. 172-178. 「生きた法 lois vivantes」をめぐる議論を参照。